## 施設・設備の修繕等の実施区分

区分	項目	内 容	実施区分		
			指定管理者	町	実施区分の考え方
建物	改築又は 大規模修繕	躯体、基礎、軸 組、鉄筋部分と の取り替え		0	現在、施設の改築又は大規模改修の必要な し。建築基準法施行令第1条に規定する「構 造耐力上主要な部分」については、所有者 である町が必要に応じて実施する。
	上記以外の改 築、改装		0		実施にあたっては町と協議。なお、改善等 をした部分について、将来にわたって権利 を主張しないことが条件。
	見積額5万円未 満の修繕		0		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物・ 機械装置	新設等			0	
	見積額5万円以 上の修繕			0	
	見積額5万円未 満の修繕		0		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
備品	購入			0	
	修繕		0		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。

## 基本的な考え方

- 1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な維持修繕(見積額5万円未満のもの)は、施設の管理に付随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は町が実施する。
- 2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物・機械装置の新設又は修繕、備品の購入又は修繕にあたっては、あらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。